

調布市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する 条例（案）について

1 制定理由

生産緑地地区に定めることができる区域の規模を定めることで、生産緑地の保全・創出を図り、良好な都市環境を形成するため、制定するものです。

2 制定の背景

平成29年6月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、生産緑地法が一部改正されました。

これにより、従来は500平方メートル以上とされていた生産緑地地区の区域の規模について、各自治体において、300平方メートルまで引き下げることを条例で規定することができるようになりました。

これを受け、このたび、年々減少しつつある市内の生産緑地の保全を目的として、条例を制定します。

3 制定内容

生産緑地地区に定めることができる区域の規模を300平方メートル以上とします（第2条関係）。

4 施行期日

平成30年4月1日